

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ
＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。
(こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。)

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。(消費税額も含む。)

見積額は消費税込(税率10%)の金額をご記入ください。(うち消費税の金額は必ず明記してください。)

○見積書の宛先

「**日本年金機構 理事長代理人 会計・資産管理部長**」宛にしてください。(見積公告別紙宛先参照)

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。
(「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。)

○参加資格

見積書の提出の際に下記1～3の書類を提出してください。

- 1 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- 2 産業廃棄物処分業許可証の写し
- 3 申立書（仕様書別紙5）

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。
決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申し出たとみなします。
また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年1月20日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年1月22日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。
(納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの)

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

不要物品廃棄処理業務
(川崎年金事務所)【南関東】
仕様書

日本年金機構本部
会計・資産管理部
令和8年1月

1 本業務の概要

(1) 目的

日本年金機構（以下「機構」という。）が、物品の処分が可能な設備を所有していないことから外部委託により廃棄処理を行う。

(2) 業務概要

機構の不要物品（以下「不要物品等」という。）について、

- ①業務の全体管理
- ②機構が指定する場所からの収集、運搬
- ③廃棄処理

を行う。

※②の業務を行うにあたり、不要物品の固定解除、解体が必要な場合は行うこと。

※③の業務については、受託事業者が実施業者を選定することとし、機構が当該業者について承認したのち、別途、機構と当該業者で廃棄処理にかかる契約を締結する。

2 対象物品

別紙1「不要物品一覧」のとおり

見込みのため、多少の増減があり得る。

3 本業務の実施期間等

実施期間（履行期限）：契約締結日～令和8年6月30日（火）まで
受託業者は、上記期間中に「1.1 費用の請求」で定める検査が完了するよう、廃棄物の収集運搬及び処理の日程について「4. 履行場所」の担当者（以下「履行場所担当者」という。）と調整すること。

※回収は土曜日、日曜日、法定休日となる。

※履行場所担当者及び連絡先については、受託事業者の決定後に通知する。

※収集の履行開始5日前までに「4. 履行場所」及び「5. 所管部署」へ別紙2「作業届兼業務実施計画書」を提出すること。

4 履行場所

＜回収場所＞

日本年金機構 川崎年金事務所
神奈川県川崎市川崎区宮前町 12-17

※対象物品の配置場所は別紙1「不要物品一覧」を参照のこと。

＜廃棄処理場所＞

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る）

【駐車場】 無

※路上に駐車して作業を行う場合は、作業前に管轄警察署へ道路使用許可申請を行うこと。なお、許可申請に伴い手数料等が発生する場合は受託者にお

いて負担のこと。また、作業時は道路の交通を妨げないようにし、移動を命じられた際には速やかに移動できるようにすること。

【EV 設備】 無

＜収集可能時間帯＞

8 時 45 分～17 時 00 分

5 所管部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 2 4 号

日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管理グループ

電話番号：03-5344-1100（内線：6312）

FAX：03-6892-7993

担当：丸山・金丸

6 回収場所にかかる制限等

- (1) 受託事業者は、作業開始5日前までに、作業開始・終了時間、当日の業務委託員、使用する車両情報（ナンバー、台数等）等の履行に係る情報を「5 所管部署」あてに別紙2「作業届兼業務実施計画書」で報告すること。
- (2) 運搬車両の進入、退去、その他積載作業等が行われる場所での安全確保等を実施する必要があるときは、警備員を配置する等の措置を講じること。
- (3) 搬出の際には、床・壁面・その他損傷の恐れがあると判断される部分については、適宜の方法で必要な養生を行い、損傷を与えないよう十分留意し、万が一、他の備品・施設等への損害を与えた場合には、受託事業者の負担により原状回復、または程度に応じて取替えをすること。
また、養生施工後、養生部分に欠損等が生じたときは、速やかに受託事業者の負担により補修等を行い常時完全な状態を保有するものとする。
なお、養生については機構と協議のうえ、承諾を得た期間で行うこととする。
- (4) 搬出終了後は、速やかに養生を撤去すること。養生資材については受託事業者が回収すること。
養生の脱着に際しては、当日の立会者（履行場所担当者）の検査を受け、損傷の有無の確認を得ること。
- (5) 建物内の搬出入経路については、事前に履行場所担当者に確認すること。
- (6) 業務従事者は服装の統一、名札の着用等、本業務の従事者であることが認識できるようにしておくこと。
- (7) その他、敷地内における作業は建物管理者の指示に従うこと。

- (8) 搬出入等作業において、「5 所管部署」又は履行場所担当者より事前の打ち合わせの要請があった場合や、作業中に指示があった場合は従うこと。

7 委託条件等

(1) 不要物品等の取扱

- ①受託事業者は、不要物品等の収集、運搬、廃棄処理の途上において、漏えい、紛失、毀損等が発生しないような措置を講ずること。
- ②受託事業者は、廃棄物の排出場所及び搬入先施設を管轄する都道府県知事または政令で定める市区長が発行する「産業廃棄物収集運搬業許可証」を取得していること。
- ③廃棄処理業者は、廃棄物の処分施設を管轄する都道府県知事または政令で定める市区長が発行する「産業廃棄物処分業許可証」を取得していること。
- ④委託する廃棄物についての収集運搬及び処分許可を有していること。

(2) 不要物品等の安全性の確保

- ①運搬車両は、原則として受託事業者の自社便を使用すること。
- ②不要物品等の運搬にあたり、盗難、紛失等による情報漏えいを防止するため、施錠可能な車両を用いる等の所要の措置を講じることとし、必要な物品は受託事業者があらかじめ用意すること。

(3) 業務の履行場所に関する事項

廃棄処理の履行場所は、電子錠またはそれに準ずるものを保有し、関係者のみが知り得る情報によって入退室の管理が可能であること。また、受託事業者は、入退室状況を記録し、当該記録の検査を行うこと。

(4) 立ち入り調査の実施

機構は、契約の履行状況（個人情報が含まれる場合についてはその管理状況を含む）の確認、法令の遵守状況の確認、進捗状況の確認、その他必要に応じて立入調査を実施することができることとする。

(5) 機密情報（個人情報を含む）の漏えい等が発生した場合における対応体制

機密情報（個人情報を含む。）の漏えい等が発生した場合に対応するため、次に掲げる体制を整備すること。

- ・ 対応部署等の指定
- ・ 機密情報（個人情報を含む。）の漏えい等による影響及び原因の調査体制
- ・ 再発防止策、事後対策の検討体制
- ・ 機構への報告体制

(6) 第三者への委託

①収集・運搬業務等（1（2）①～②）について

ア）本業務の実施にあたり、本業務の全部又は主体的部分を第三者に委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。

ただし、本業務の主体的部分を除く一部について予め機構より承認

を受けた場合は、この限りでない。

イ) 本業務の主体的部分とは、1 (2) ①及び②のうち回収場所から廃棄処理場所まで運搬する作業をいう。

ウ) 機構は必要に応じて再委託先の監督を受託事業者に求めることができるものとする。

エ) 再委託にあたっては、以下の事項を遵守すること。なお、再委託先が受託事業者との契約書及び仕様書（以下、「契約書等」という。）に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。

a 再委託先に対する契約書等については、この仕様書に定める内容に準ずるものとする。

b 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。

○受託事業者の再委託先に対する監督・監査・報告徴収に関する権限

○機構の再委託先に対する監査・報告徴収に関する権限

○再委託先における機密情報（個人情報を含む。）の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止

○再委託先における機密情報（個人情報を含む。）保護のための体制の整備及び安全管理措置

○再々委託の禁止

○情報漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任

オ) 再委託をする場合、別紙3「再委託承認申請書」を作業開始日の5日前までに「5 所管部署」あてに提出し、承認を受ける必要がある。

②廃棄処理（1 (2) ③）について

受託事業者が実施業者を選定することとし、選定された業者から他の業者への委託は認めない。

注) 1 (2) ③の業務の実施業者については、機構と当該業者が廃棄処理にかかる契約を締結するが、受託事業者が実施業者を選定することから、第三者委託を行う場合と同様の責任を負うこと。

8 留意事項

(1) 不法投棄等の違法行為は絶対に行わないこと。

(2) 関係法令（家電リサイクル法・自動車リサイクル法等）の対象となる廃棄物については、関係法令に従い履行を行うこと。家電リサイクル法に該当する物品については、家電リサイクル券を受託事業者にて用意したうえで指定引取場所までの収集・運搬を行うこととし、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票 A 票・B2 票）を提出すること。なお家電リサイクル券の費用は見積に含めること。

(3) 運搬車両への積込みは受託事業者が行うこと。なお、運搬車両への積込みに必要な人員・機材等については全て受託事業者が用意すること。

(4) 別紙1「不要物品一覧」の「記録媒体」欄に○がついている場合は、以下に留意したうえで適切にデータ消去作業を行うこと。

① 本業務におけるデータ消去作業とは、記録されている情報について、

物理・磁気破壊を行うことで再利用不能にすることを意味する。

- ② データ消去作業の履行は、第三者に委託することなく自社の施設において実施すること。
 - ③ データ消去作業の履行場所については、施設及び保管庫への侵入を監視・防止するための機器が設置されており、セキュリティ体制が確立していること。
 - ④ 物理破壊を実施する前、事務機器 1 点ごとに識別が可能な状態で写真を撮影すること。
 - ⑤ 物理破壊を実施した後、それを証明する写真を事務機器 1 点ごとに撮影すること。
 - ⑥ 日本年金機構から要請があった場合は、日本年金機構職員の立会が可能であること。
- (5) 受託事業者の責任において、全量を廃棄処理とすること。(家電リサイクル法に該当する物品は上記(2)のとおりとする。)
- (6) 廃棄処理後、受託事業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)等により適正に最終処分されたことを確認できる書類を実施期間中に、「5 所管部署」あてに提出し、検査を受けること。なお、産業廃棄物処理管理票の一切の手続きについては、受託事業者において行うこと。
- (7) 別紙1の「不要物品一覧」の「廃棄証明」欄に○が付いている場合には別紙4の「データ消去報告書兼廃棄証明書」を「5 所管部署」に提出すること。
- (8) 別紙1の「不要物品一覧」の「記録媒体」欄に○が付いている場合には別紙4の「データ消去報告書兼廃棄証明書」に(4)の④及び⑤にて示した事務機器 1 点ごとの写真を添付し、「5 所管部署」に提出すること。

9 秘密の保持等

- (1) 受託事業者は、業務によって知り得た機構の組織及び業務内容の一切の情報について、外に漏らし、又は目的外に利用してはならない。
- (2) 受託事業者は、本業務に従事した者すべてに、上記(1)の情報について守秘義務を負わせること。
- (3) 上記(1)及び(2)については、本業務の終了後も有効とする。

10 費用の見積り

費用を積算するに当たっては、1(2)①～③の業務にかかる一切の金額を見積もること。

なお、受託事業者は、

- ・ 1(2)①～②の業務にかかる費用
- ・ 1(2)③の業務にかかる費用

のそれぞれを業者決定後、「5. 所管部署」に対して速やかに提示すること。

1 1 費用の請求

受託事業者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票 E 票）及び「8 留意事項」（7）（8）で示した書類一式を業務終了報告書として「5 所管部署」に提出し、機構による検査を受けること。収集運搬費用及び処分費用の請求は、業務終了報告書の検査を受けた後に行うこと。なお、請求は紙面請求書を送付することで行うものとし、紙面請求書の発行及び送付等に手数料等が発生する場合は、見積に含めること。

1 2 仕様書等の明確化等

- （1）受託事業者は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに「5 所管部署」へ確認するものとする。
- （2）仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時には、「5 所管部署」と受託事業者は協議のうえ、仕様書等を変更する、又は仕様書等の不明瞭な点を明確にした書面を取り交わすこととする。
- （3）上記（2）の仕様書等の変更又は書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、「5 所管部署」と受託事業者が協議のうえ決定することとする。

1 3 応札条件

- （1）過去5年間に於いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分を受けていないこと。
- （2）見積提出時には、別紙5「申立書」も併せて提出すること。

1 4 現地確認

現地確認を希望する場合は、下記申込期限までに「5 所管部署」へ申込みを行うこととし、申込み時に別紙6「現地確認申込書兼守秘義務誓約書」をFAXで提出、もしくは原本を送付しなければならない。なお、FAXで提出した場合には、見積書の提出時期までに守秘義務誓約書原本を、「5 所管部署」へ書留郵便、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること。

現地確認申込期限：令和8年1月13日（火）18時

※現地確認実施日の前々日までに申込すること。

現地確認実施日：令和8年1月13日（火）～15日（木）

1 5 その他

- （1）仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別紙7「質問書」を作成のうえ、「5 所管部署」に令和8年1月13日（火）18時までにFAXにより提出を行い、提出後電話で質問書の到着確認を行うこと。

※質問があった場合の質問及び質問の回答は令和8年1月15日（木）に、日本年金機構ホームページに掲載する。

- （2）本業務は、本仕様書・実施計画書別紙 2「作業届兼業務実施計画書」・関係法令等に基づき履行すること。
- （3）廃棄処理場の手配（連絡）等、一切の手続は受託事業者が行うこと。
- （4）回収、運搬、廃棄処理等の必要な費用は全て受託事業者が負担すること。
- （5）廃棄量は見込み数量であることから、増減があっても異議を申し立てないこと。
- （6）契約の履行中に事故が発生した場合には、直ちに「5 所管部署」に報告し、その指示に従うこと。

不要物品一覧（川崎年金事務所）

別紙1

項番	設置場所	カテゴリ	規格	サイズ (mm)			廃棄物の種類	廃棄証明	記録媒体
				W	D	H			
1	お客様相談室	事務機器	コピー機	340	390	270	混合		
2	総務課	その他	ジュラルミンケース×2	550	340	130	金属		
3	総務課	電化製品	サーキュレーター	300	250	300	混合		
4	総務課	事務機器	ラベルライター	300	250	100	混合		
5	総務課	事務機器	DVDプレーヤー	220	240	60	混合		
6	総務課	電化製品	ポット	220	310	320	混合		
7	総務課	電化製品	加湿器	180	180	230	混合		
8	総務課	電化製品	掃除機	270	200	1100	混合		
9	総務課	その他	文具	440	320	250	混合		
10	お客様相談室	椅子	椅子×2	650	500	900	混合		
11	お客様相談室	事務機器	キャビネット	1000	410	1110	金属		
12	お客様相談室	事務機器	キャビネット	340	400	710	金属		
13	総務課	電化製品	ファクシミリ	400	370	320	混合		
14	総務課	電化製品	蛍光灯 ×64	1250	40	40	混合		
15	総務課	その他	乾電池	460	340	200	水銀使用		
16	総務課	電化製品	電球	440	320	250	混合		
17	総務課	電化製品	蛍光灯 ×10	600	40	40	混合		
18	総務課	その他	座布団×5	56	58	6	混合		
19	お客様相談室	電化製品	加湿器	480	350	430	混合		
20	お客様相談室	電化製品	加湿器 ×2	280	160	250	混合		
21	所長室	椅子	ソファー ×2	820	800	740	混合		
22	所長室	机	ローテーブル	1245	650	375	混合		
23	総務課	電化製品	テレビ ×2	500	440	500	混合		
24	総務課	椅子	ソファー ×2	820	800	740	混合		

作業届 兼 業務実施計画書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

	所 在 地	
届出者	法人名又は商号	
	代 表 者 名	印
担当者	氏 名	
	連 絡 先	

下記の通り作業を実施しますので、計画書を提出します。

1.対象案件名
不要物品廃棄処理業務（川崎年金事務所）【南関東】

2.場所
日本年金機構 川崎年金事務所内

3.作業工程

4.期間

5.業務委託員名簿

作業届 兼 業務実施計画書

令和 7 年 〇 月 〇 日

日本年金機構 理事長代理
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

所 在 地
届出者 法人名又は商号
代 表 者 名 ⑩
氏 名 〇〇 〇〇
担当者 連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

下記の通り作業を実施しますので、計画書を提出します。

1.対象案件名
不要物品廃棄処理業務（川崎年金事務所）【南関東】

2.場所
日本年金機構 川崎年金事務所内

3.作業工程
(工 程)
令和7年8月〇日 9：00～13：00 1 階の什器類の解体及び搬出
13：00～16：00 2 階の什器類の解体及び搬出
令和7年8月△日 9：00～13：00 3 階の什器類の解体及び搬出
13：00～16：00 4・5 階の什器類の解体及び搬出
(車両情報)
令和7年8月〇日 2 台 (杉並 100 ね 200、杉並 100 ね 300)
令和7年8月△日 2 台 (杉並 100 ね 200、杉並 100 ね 300)

4.期間
令和7年8月〇日 9：00～16：00
令和7年8月△日 9：00～16：00
令和7年8月□日 9：00～12：00 (予備日)

5.業務委託員名簿
令和7年8月〇日 〇〇 〇〇、△△ △△、□□ □□ 計3名
令和7年8月△日 〇〇 〇〇、△△ △△、□□ □□ 計3名

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

㊞

再委託承認申請書

下記の「不要物品廃棄処理業務(川崎年金事務所)【南関東】」のうち主体的部分を除く一部について下記に記載のとおり第三者に請け負わせることを承認願います。

なお、第三者に請け負わせる業務を含む一切の業務責任は、弊社にあること、弊社は第三者に請け負わせる業務を異なる第三者に更に請け負わせないこと、また、再委託先に対しては、本契約にて弊社に課されている守秘義務等と同等以上の条件(本契約終了後の秘密保持を含む。)を遵守させるほか、日本年金機構が必要に応じ再委託先に対して調査等を実施する場合には、これに応じさせることを誓約いたします。

記

(対象案件名) 不要物品廃棄処理業務(川崎年金事務所)【南関東】

(委託部分) _____

(委託先業者名/住所/連絡先)

(委託する理由)

(委託先業者からの報告徴取方法)

日付の記載漏れがないようにしてください。

令和7年〇月〇日

作成例

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

所在地
法人名又は商号
代表者名

押印漏れがないようにしてください。

印

再委託承認申請書

下記の「不要物品廃棄処理業務(川崎年金事務所)【南関東】」のうち主体的部分を除く一部について下記に記載のとおり第三者に請け負わせることを承認願います。

なお、第三者に請け負わせる業務を含む一切の業務責任は、弊社にあること、弊社は第三者に請け負わせる業務を異なる第三者に更に請け負わせないこと、また、再委託先に対しては、本契約にて弊社に課されている守秘義務等と同等以上の条件(本契約終了後の秘密保持を含む。)を遵守させるほか、日本年金機構が必要に応じ再委託先に対して調査等を実施する場合には、これに応じさせることを誓約いたします。

記

(対象案件名) 不要物品廃棄処理業務(川崎年金事務所)【南関東】

(委託部分) 仕様書1(2)②機構が指定する場所からの収集

(委託先業者名/住所/連絡先)

株式会社 △△
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

「委託する理由」について再委託が必要となる理由を詳細に記載してください。

(委託する理由) トラックの積み込みに当たり当社ドライバーのみでは時間を要するため

(委託先業者からの報告徴取方法)

収集完了を目視にて確認

。

日本年金機構
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

データ消去報告書 兼 廃棄証明書

所在地
会社名
代表者名
印

川崎年金事務所より発生した産業廃棄物について、仕様書で示されたデータ消去作業及び廃棄処理を実施したことを証明いたします。

(1) 産業廃棄物廃棄処理

産業廃棄物の種類及び数量		処理方法
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(2) 処理日

令和 年 月 日

(3) 処理業者

所在地
会社名
代表者名

印

申 立 書

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

当社は、過去 5 年間に於いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを申し立てます。

案件名：不要物品廃棄処理業務（川崎年金事務所）【南関東】

令和 年 月 日

所在地
会社名
代表者名

㊞

【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条の 3 又は第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 又は第 15 条の 2 の 7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 又は第 15 条の 3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域認定の取消し（第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（第 19 条の 3）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項又は第 19 条の 6 第 1 項）

★現地確認を希望の場合は、本様式に記入押印のうえ、仕様書に定める現地確認申込期限提出までにしてください。FAXで提出する場合には到着確認の電話連絡をお願いします。

FAX：03-6892-7993 TEL：03-6892-8033（担当：丸山、金丸）

現地確認申込書 兼 守秘義務誓約書

令和 年 月 日

日本年金機構 会計・資産管理部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付で公告のありました「不要物品廃棄処理業務(川崎年金事務所)【南関東】」に係る現地確認を実施したく申し込みます。

希望日時：令和 年 月 日 時 分～ 時 分

参加者（代表者）：

連絡先（代表者）：

参加人数： 名

なお、現地確認の実施にあたり、下記の秘密保持に関する事項を遵守することを誓約し、本誓約書を日本年金機構に提出することに同意します。

記

1. 現地確認時において知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、当該入札の目的以外で使用しないこと。
2. 現地確認時において知り得た秘密情報について、第三者に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
3. 入札しない場合または落札できなかった場合、速やかに秘密情報を破棄すること。
4. 上記各誓約事項に違反して日本年金機構に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。

以上

★仕様書（別紙含む）への質問は、本様式を参考に質問書を作成し、
期限までにFAXにて提出してください。

「不要物品廃棄処理業務（川崎年金事務所）【南関東】」
の仕様書に対する質問書

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

令和 年 月 日提出

住 所：
会社名：
担当者：
連絡先：TEL
FAX

項 番	照会事項	回 答
1		
2		
3		
4		

【質問書提出期限】 令和8年 1 月 13 日（火） 18：00

【質問書提出方法】 FAX： 03-6892-7993

【質問書の提出先】 日本年金機構会計・資産管理部 管理グループ 担当：丸山・金丸

※FAX送信後電話にて到着確認を行うこと。（TEL：03-6892-8033）

※質問があった場合は、質問内容及びその回答を日本年金機構ホームページに掲載します。（回答は1月15日（木）18時頃までに掲示予定。）

収入印紙
貼 付

業務委託契約書（案）

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 不要物品廃棄処理業務（収集・運搬）（川崎年金事務所）【南関東】一式
契約金額 _____円 （うち消費税等額_____円）
契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等、業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務のうち、産業廃棄物の収集・運搬業務（以下「当該業務」という。）を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びその他関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

2 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

3 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（労働法上の責任）

第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るもの

とし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託期間等)

第5条 当該業務の委託期間、履行期限及び履行場所は、次のとおりとする。
委託期間：契約締結の日から令和8年6月30日まで
履行期限：仕様書等のおり
履行場所：仕様書等のおり

(情報の取得)

第6条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合は、速やかに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
2 乙は、業務委託員と、個人情報や機密情報等の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結する（契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。）とともに、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
3 乙は、不正の利益を得る目的、又は甲若しくは乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(委託内容)

第8条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲
〔産廃〕

許可都道府県・政令市		許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日	許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	
積込場所			

荷 下 ろ し 場 所	
-------------	--

- 2 甲が、乙に当該業務を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。
ただし、輸入廃棄物はない。

種類	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 水銀使用製品
数量	仕様書等のおり

- 3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）を、次の最終目的地に搬入する。

会社名	
代表者名	
住所	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	
事業場の名称	
事業場の所在地	

- 4 乙は、甲から委託された特定家庭用機器廃棄物を、次の指定引取場所に搬入する。

会社名	
代表者名	
住所	
特定家庭用機器廃棄物の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	

- 5 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

（適正処理に必要な情報の提供）

第9条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。その際、以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

（1）産業廃棄物の発生工程： 不要物品

（2）産業廃棄物の性状及び荷姿： 固形：バラ

（3）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項： 該当なし

（4）混合等により生ずる支障： 該当なし

（5）日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、
含有

マーク表示に関する事項： 該当なし

（6）石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項： 該当なし

（7）その他取扱いの注意事項： 該当なし

- 2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、情報の通知を要する変更の範囲に

については、甲と乙とであらかじめ協議の上定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が第1項の書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物にかかる廃棄物処理法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引取りを一時停止してマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、委託期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 水銀使用製品
提示する時期又は回数：必要に応じて

（甲乙の責任範囲）

- 第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から、第8条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
 - 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
 - 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

（主体的部分等の再委託の禁止）

- 第11条 乙は、当該業務の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

（再委託の承認及び変更）

- 第12条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、法令等に定める再委託基準に従い、かつ、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認めたときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、再委託先を変更する場合について準用する。

（災害時の対応）

- 第13条 乙は、当該業務の実施に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

（報告）

- 第14条 乙は、仕様書等に定める業務を実施した場合には、仕様書等に示す当該業務の実施にかかる業務終了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

（検査）

- 第15条 乙は、第5条に規定する履行期限までに、前条に規定する報告書を提出し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は前条に規定する報告書を受理した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
 - 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該業務を完了したものとする。

（監督）

- 第16条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。
- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（調査等）

- 第17条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。
- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
 - 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができる。

できるものとする。

- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し委託業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第18条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(事故報告等)

- 第19条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する若しくは違反すると疑われる事象に関する情報、又は法令違反通報、内部通報若しくは外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。
 - 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、第1項又は第3項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
 - 6 甲又は監督職員は、第1項又は第3項に規定する事故等が発生した場合、第17条による調査等及び前条による監査を行うことができる。
 - 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反若しくは個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
 - 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）の認証が取り消されたときは、速やかに

その事実を甲に報告しなければならない。

(公益通報者の保護)

第20条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(対価の支払)

第21条 乙は、第15条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に請求することができる。

2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

(支払遅延損害金)

第22条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して、支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第23条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、前項ただし書に基づいて特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知若しくは承諾の依頼を行い、又は乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあつて

は、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(履行不能等の通知)

第24条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第25条 甲は、自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙による本契約の履行が契約の内容に適合しない場合において、第38条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。
 - (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
 - (2) 第5条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。
 - (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
 - (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
 - (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (7) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
 - (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
 - (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
 - (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受けたとき、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
 - (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
 - (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
 - (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
 - (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
 - (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反若しくは個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき、又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (21) 乙が情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJIS Q 27001）の認証を取り消されたとき又は認証を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
 - (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号の一に該当したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 前3項の規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、甲は委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

- 第26条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から当該業務が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(乙の解除権)

第27条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(契約解除時の取扱い)

第28条 甲又は乙が、第25条、前条第1項又は第31条第1項の規定により本契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物のうち、当該業務が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 第25条第1項により甲が解除した場合

乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に行わせなければならない。ただし、乙は、その負担した費用について、甲に対し請求することができる。

(2) 第25条第2項から第4項まで又は第31条第1項により甲が解除した場合

ア 乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物について、当該業務を行わしめるものとし、その負担した費用について、乙に対して償還を請求することができる。

(3) 前条第1項により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって引き取ることを要求し、又は乙自ら甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(損害賠償)

第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第25条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

3 第25条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第26条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。
- 6 第17条第4項の規定により甲が当該業務の全部又は一部を停止した場合、乙は、これによって乙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。

(事情の変更)

- 第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
 - 3 前項の規定により契約金額の変更に関して協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

- 第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行つたとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

- 第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独

占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(施設、機器等の使用)

第35条 甲は、甲の構内において、乙が当該業務を行う場合については、当該履行場所における施設機器及び電力等は無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

(補償事項)

第36条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたとき

は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙又は第三者が被った損害については、対物事故、対人事故の如何にかかわらず、乙が全て責任を持って処理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(業務の処理責任)

第37条 乙の行う当該業務の処理に誤り若しくは不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な不良や欠陥等があった場合等乙の責に基づかない場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第38条 甲は、乙の本契約の履行において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求するとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第39条 甲は、乙の本契約の履行に契約不適合がある場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償等にかかる調査)

第40条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第41条 乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第42条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第43条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第44条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第19条第1項から第3項まで及び第6項、第20条、第22条、第25条第3項、第28条、第29条、第32条から第34条まで、第36条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和△△ 年△△月△△日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○
[産業廃棄物収集運搬業許可番号
○○○○ ○○ ○○ 印]

収入印紙
貼 付

業務委託契約書（案）

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、契約の履行に要する費用は、契約金額中包含するものとする。

記

契約件名 不要物品廃棄処理業務（処分）（川崎年金事務所）【南関東】 一式
契約金額 _____円 （うち消費税等額_____円）
契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等、当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務のうち、産業廃棄物の処分業務（以下「当該業務」という。）を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びその他関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

2 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

3 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（労働法上の責任）

第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るもの

とし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託期間等)

第5条 当該業務の委託期間及び履行期限は、次のとおりとする。
委託期間：契約締結の日から令和8年6月30日まで
履行期限：仕様書等のおり

(情報の取得)

第6条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合については、速やかに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合については、この限りではない。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
2 乙は、業務委託員と、個人情報や機密情報等の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結すること（契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。）とともに、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
3 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(委託内容)

第8条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に關する事業範囲
〔産廃〕

許可都道府県・政令市	東京都	許可都道府県・政令市	〇〇県
許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日	許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
事業区分		事業区分	
産業廃棄物の種類		産業廃棄物の種類	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

- 2 甲が、乙に当該業務を委託する産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

種類	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 水銀使用製品
数量	仕様書等のとおり

- 3 輸入廃棄物はない。

- 4 乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）を、次の事業場において処分する。

事業場の名称	
所在地	
処分方法	
施設の処理能力	

- 5 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

事業場の名称	
所在地	
処分方法	
施設の処理能力	

- 6 産業廃棄物について、第4項に規定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

事業所名称			
住所			
許可都道府県・政令市	東京都	許可都道府県・政令市	〇〇県
許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日	許可の有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
事業範囲		事業範囲	
許可の条件		許可の条件	
許可番号		許可番号	

（適正処理に必要な情報の提供）

第9条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。その際、以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程： 不要物品
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿： 固形：バラ
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項： 該当なし
- (4) 混合等により生ずる支障： 該当なし
- (5) 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、
含有
マーク表示に関する事項： 該当なし
- (6) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項： 該当なし
- (7) その他取扱いの注意事項： 該当なし

- 2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、情報の通知を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が第1項の書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物にかかる廃棄物処理法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止してマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、委託期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 金属くず ガラスくず 水銀使用製品
提示する時期又は回数：必要に応じて

（甲乙の責任範囲）

- 第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、第8条第6項に規定する収集・運搬業者からの引渡しから、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
 - 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
 - 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

（再委託の禁止）

- 第11条 乙は、当該業務を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

（報告）

- 第12条 乙は、仕様書等に定める業務を実施した場合には、仕様書等に示す当該業務の実施にかかる業務終了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

（検査）

- 第13条 乙は、第5条に規定する履行期限までに、前条に規定する報告書を提出し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は前条に規定する報告書を受領した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
 - 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該業務を完了したものとする。

(監督)

第14条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第15条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。

5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。

6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し委託業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第16条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(事故報告等)

第17条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。

(2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。

2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。

3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細につ

いて文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第15条による調査等及び前条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（公益通報者の保護）

第18条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（対価の支払）

- 第19条 乙は、第13条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第20条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に甲の出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで年政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(履行不能等の通知)

第22条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙による契約の履行が本契約の内容に適合しない場合において、第34条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第29条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第5条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。
- (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
 - (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
 - (7) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
 - (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
 - (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
 - (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
 - (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
 - (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
 - (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
 - (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
 - (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。
 - (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
 - (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

(違約金)

第24条 前条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から当該業務が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項に規定する違約金額が、第27条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(乙の解除権)

第25条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(契約解除時の取扱い)

第26条 甲又は乙が、第23条、第29条第1項又は前条第1項の規定により本契約を解除した場合に、本契約に基づいて第8条第6項に規定する収集・運搬業者から引渡しを受けた産業廃棄物のうち、当該業務が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 第23条第1項により甲が解除した場合

乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に行わせなければならない。但し、乙は、その負担した費用について、甲に対し請求することができる。

(2) 第23条第2項若しくは第3項又は第29条第1項により甲が解除した場合

ア 乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の当該業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その産業廃棄物についての当該業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物について、当該業務を行わしめるものとし、その負担した費用について、乙に対して償還を請求することができる。

(3) 前条第1項により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって引き取ることを要求し、又は乙自ら甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(損害賠償)

第27条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期

- に第23条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
 - 3 第23条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第24条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
 - 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。
 - 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

- 第28条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
 - 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

- 第29条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

- 第30条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部

又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為にかかる損害賠償）

- 第31条 第29条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金）

- 第32条 乙が第30条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（業務の処理責任）

- 第33条 乙の行う当該業務の処理に誤り又は不適切な点等があり、又は善良な管理

者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な契約不適合があった場合等、乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第34条 甲は、乙の本契約の履行において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第35条 甲は、乙の本契約の履行に契約不適合がある場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償等にかかる調査)

第36条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第37条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第38条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第39条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第40条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第17条第1項から第3項まで及び第6項、第18条、第20条、第23条第3項、第26条、第27条、第30条、第32条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○
[産業廃棄物処分業許可番号]
○○○○ ○○ ○○ 印